

特定農産加工業経営改善等臨時措置法について



令和7年7月
新事業・食品産業部

MAFF
Ministry of Agriculture,
Forestry and Fisheries
農林水産省

(目次)



1	特定農産加工業経営改善等臨時措置法による支援措置の概要・仕組み	P 1
2	経営改善措置・事業提携について	P 2
3	調達安定化措置について	P 3
4	支援措置（金融/税制）	P 4
(参考) 調達安定化計画と安定取引関係確立事業活動計画		P 6
(参考) 経営改善措置の活用事例		P 7
(参考) 調達安定化措置の想定事例		P 11
(参考) 調達安定化措計画の承認基準		P 12
(参考) 経営改善措置・事業提携、調達安定化措置のお問合せ先		P 13
(参考) 融資についてのお問合せ先		P 14

1 特定農産加工業経営改善等臨時措置法による支援措置の概要・仕組み

- 本支援措置は、農産加工品及びその原材料たる農産物の輸入に係る事情の著しい変化に対処するため、①経営改善措置・事業提携、②調達安定化措置を行う特定農産加工業者等に対して、株式会社日本政策金融公庫による長期低利融資（金融上の支援）及び事業所税の課税標準の特例（税制上の支援）を講ずるもの。

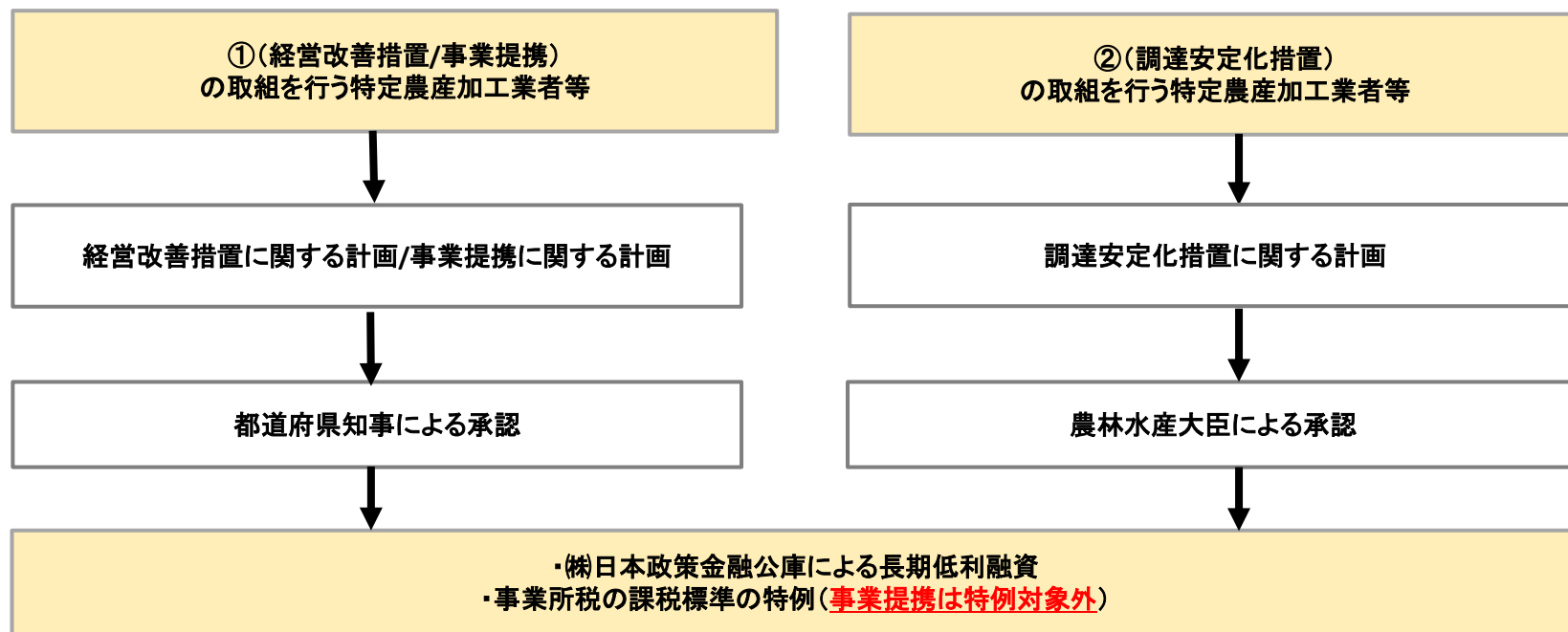
① 経営改善措置・事業提携

農産加工品等の関税引下げ等による安価な輸入農産加工品との価格競争等の影響に対処するための取組。

② 調達安定化措置

世界的規模の需給のひっ迫等に起因する輸入原材料の価格水準の上昇・高止まりに対処するための取組。

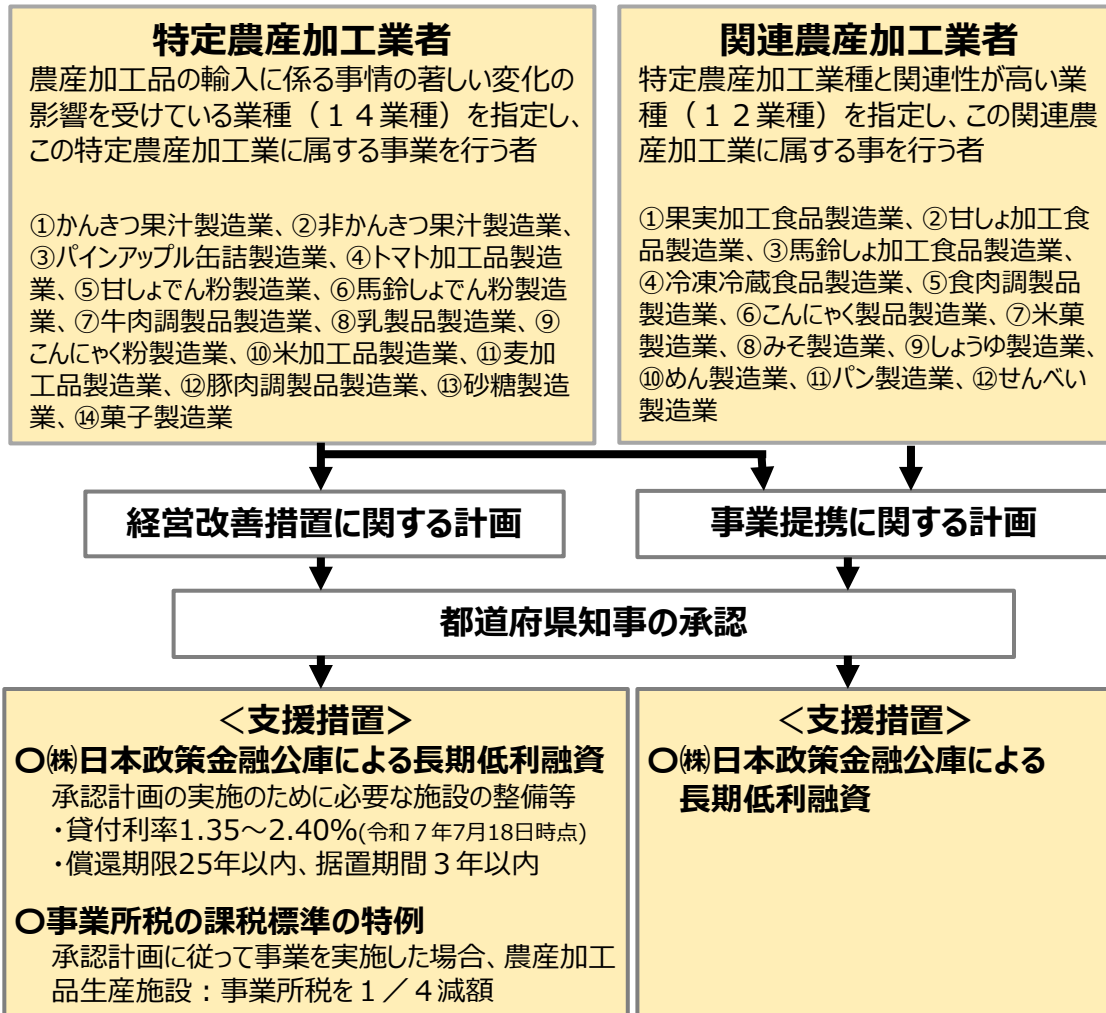
○ 支援措置の仕組み



2 経営改善措置・事業提携について

- 農産加工品等の関税引下げ等の輸入事情の著しい変化に対処するため、**1989（平成元）年**に特定農産加工業経営改善臨時措置法を制定（法有効期限 5 年間）。農産加工業者が行う経営改善措置に対して**金融・税制上の支援を措置**。
- 関税引下げ等による影響を踏まえ、これまで 5 年ごとに有効期限を延長。直近では**2024（令和 6）年**に法改正を行い、**2029（令和 11）年 6 月 30 日まで延長**。

○支援措置の仕組み



経営改善措置・事業提携の例

経営改善措置

- ・新商品又は新技術の研究開発又は利用
（商品の品質向上・コスト削減のための機械・施設の導入等）
- ・事業の転換
（現在行っている特定農産加工業部門の相当部分の廃止・縮小に伴う他の農産加工業部門の導入・拡大等）

事業提携

- ・事業提携による生産の共同化等
（複数事業者の生産の共同化、合併等に伴う生産体制の整備等）

計画の承認基準

- ・当該計画が経営改善措置の実施による売上高又は経常利益の伸び率の目標として年平均 1 %を上回る率を定めること（経営改善計画のみ）
- ・地域の農産物の利用の促進又は地域の農産物の特色を生かした農産加工品の生産の促進に資すること。

等

3 調達安定化措置について

- 今般の国際情勢の変化により、輸入小麦・輸入大豆の価格水準が上昇・高止まりしており、農産加工業者の経営環境は厳しさを増している。
- これを踏まえ、2024（令和6）年の法改正で、原材料の調達安定化のための取組（調達安定化措置）に対する支援措置を新たに整備するとともに、法律名を「特定農産加工業経営改善等臨時措置法」に変更。

【支援対象】

小麦、大豆又はこれらの一次加工品（小麦粉、煮豆等）を主要な原材料（※）として使用する農産加工業者

（※）主要な原材料：

当該農産加工品の原材料に占める小麦、大豆又はこれらの一次加工品（総重量）の割合がおおむね5割を占めることとする。

【支援の流れ】

小麦・大豆等を主要な原材料として使用する
特定農産加工業者が
調達安定化計画を作成・農林水産大臣に提出

農林水産大臣による計画の承認

<支援措置>

- (株)日本政策金融公庫による長期低利融資
承認を受けた計画の実施のために必要な施設の整備等
・貸付利率1.35～2.40%(令和7年7月18日時点)
・償還期限25年以内、据置期間3年以内

○事業所税の課税標準の特例

計画に従って事業を実施した場合、
農産加工品生産施設の事業所税を1／4減額

支援対象の例

【小麦】

めん製造業者、菓子製造業者、パン製造業者、小麦粉製造業者 等

【大豆】

豆腐製造業者、納豆製造業者、みそ製造業者、しょうゆ製造業者 等

（※1）上記の例に記載されている製造業者であっても、支援対象となるには、製品において小麦、大豆又はこれらの一次加工品がおおむね5割を占めている必要があります。逆に、おおむね5割を占めていれば、上記に記載がない製造業者も支援対象となります。

（※2）原材料に占める割合の算定にあたっては、小麦、大豆及びこれらの一次加工品を合算することができます。また、使用量が当該製品において最大量ではない場合でも、支援の対象になります。

調達安定化措置の例

- ・原材料の生産地の変更
- ・代替原材料の使用
- ・原材料の効率的な使用
- ・新商品又は新技術の研究開発又は利用
（上記3つのいずれかと併せて行う取組）
- ・原材料の保管

計画の承認基準

- ・**有効性**：計画の内容が、調達が困難となっている小麦、大豆等の調達の安定化を図る上で有効なものとなっているか。
- ・**適切性**：原材料となる農産物について、生産地との関係性においてその調達方法が適切なものとなっているか。

4 支援措置（金融）

○長期低利融資

承認計画に従って実施する経営改善措置・事業提携又は調達安定化措置に必要な機械・施設の導入等への金融上の支援措置。

<貸付条件>

【貸付利率】※令和7年7月18日時点

【融資期間】

	11年	15年	20年	25年
【貸付額】 2.7億円以下	1.35%	1.65%	1.95%	2.25%
2.7億円超	1.50%	1.80%	2.10%	2.40%

※本資金は固定金利型です。最新の貸付利率は、日本政策金融公庫のホームページで御確認ください。
(https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/a_11.html)

【償還期限】

10年超25年以内（据置期間3年以内）

【融資限度額】

負担する額の80%

<想定事例（保管庫の追加）>

※調達安定化措置の例

めん製造事業者が、新たに国産小麦を使用するにあたり、1機2千万円の保管庫を導入。

（融資可能額）

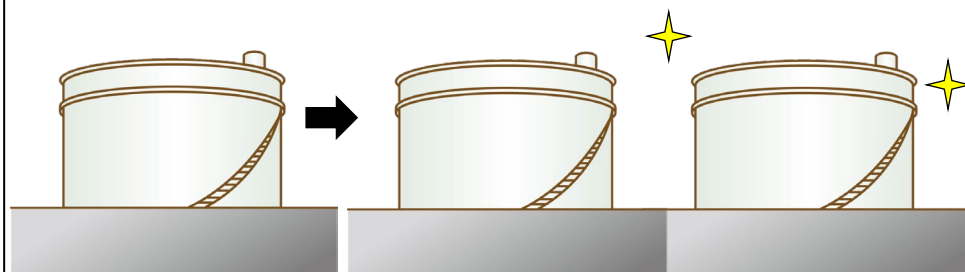
2千万円 × 80%（貸付限度）

= 1.6千万円の融資が可能！

外国産小麦専用

外国産小麦専用

国産小麦専用



※詳しくは、お近くの日本政策金融公庫等にお問い合わせください。

4 支援措置（税制）

○事業所税の課税標準の特例

<特例の概要>

承認を受けた計画に従って実施する経営改善措置又は調達安定化措置に係る事業の用に供する施設に対して課税される事業所税について、資産割の課税標準の4分の1を控除。

（参考）事業所税の概要

区分	課税標準	税率	免税点
資産割	事業所床面積	600円/㎡	1,000㎡以下
従業者割	従業者給与総額	0.25%	100人以下

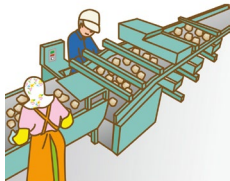
課税団体(令和7年4月1日現在)

東京都（特別区の存する区域）、札幌市、仙台市、新潟市、千葉市、さいたま市、横浜市、川崎市、相模原市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市、川口市、武蔵野市、三鷹市、守口市、東大阪市、尼崎市、西宮市、芦屋市、旭川市、秋田市、郡山市、いわき市、宇都宮市、前橋市、高崎市、川越市、所沢市、越谷市、市川市、船橋市、松戸市、柏市、八王子市、町田市、横須賀市、藤沢市、富山市、金沢市、長野市、岐阜市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、豊田市、四日市市、大津市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、姫路市、明石市、奈良市、和歌山市、倉敷市、福山市、高松市、松山市、高知市、久留米市、長崎市、大分市、宮崎市、鹿児島市、那覇市

<想定事例（新たな工程の追加）>

※調達安定化措置の例

納豆製造事業者が、外国産大豆から国産大豆に切り替えるために、下処理設備を新たに導入。調達安定化措置に係る農産加工品の生産に供する施設を有する事業所床面積（課税標準）が3,000㎡の場合（今回の場合、納豆製造ライン全体の床面積が控除対象となる）



【税額の計算方法】

$$3,000\text{㎡} \times \frac{1}{4} \times \text{税率（600円/㎡）}$$
= 45万円の効果！

事業所床面積
（資産割課税標準）
税率：600円/㎡
免税点：1000㎡

課税部分

控除分（1／4）

※詳しくは、市役所等の事業所税担当窓口にお問い合わせください。

(参考) 調達安定化計画と安定取引関係確立事業活動計画

- 特定農産加工法の「調達安定化計画」と食料システム法の「安定取引関係確立事業活動計画」は、原材料の調達の安定化を図るという点では類似している。
- 一方、「調達安定化計画」は、輸入原材料価格が高騰したことを踏まえ、小麦・大豆を原材料とする食品製造事業者に対し、原材料の調達安定化を図るため、5年間の臨時措置法として措置されたのに対し、「安定取引関係確立事業活動計画」は、今後中長期にわたり、食品等の持続的な供給を実現するため、品目を限定することなく、幅広く食品等事業者と農林漁業者との連携強化を促進しようとしたものであり、政策の趣旨・目的は異なるもの。

	「調達安定化計画」	「安定取引関係確立事業活動計画」
法目的	<u>輸入に係る事情の著しい変化への対処</u>	<u>食品等の持続的な供給の実現</u>
期限	<u>臨時措置法</u> （5年間の時限的措置）	<u>恒久法</u>
対象者	<u>特定農産加工業者</u> （小麦、大豆を主要な原材料として使用する農産加工業者）	<u>食品等事業者</u> （食品等の製造、加工、流通又は販売の事業を行う者）
（品目）	小麦、大豆（これらの一次加工品を含む）	限定なし
支援対象 取組	<u>○原材料の調達先の変更</u> <u>○代替原材料の使用</u> <u>○原材料の効率的な使用</u> <u>○新商品・新技術の研究開発・利用</u> （上記3つの取組を併せて行うもの） <u>○原材料の保管</u>	<u>○農林漁業者との安定的な取引関係の確立</u> ・農林漁業者との取引機会の拡大 ・農林漁業者との継続的な取引の実施 等
支援措置	<u>○株式会社日本政策金融公庫による長期低利融資</u> <u>○事業所税の課税標準の特例</u>	<u>○株式会社日本政策金融公庫による長期低利融資</u> <u>○中小企業等経営強化法との連携による税制特例</u> <u>○産業競争力強化法との連携による環境負荷低減や事業基盤強化の支援</u>

(参考) 経営改善措置の活用事例

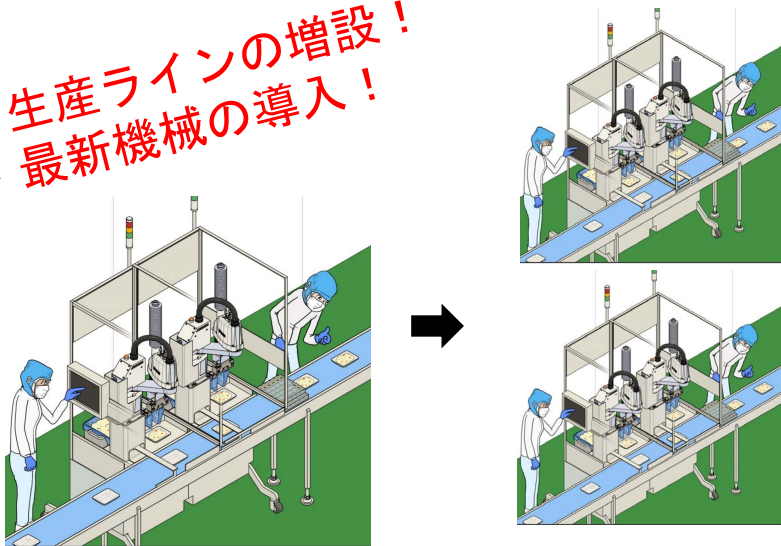
<活用事例（生産効率の向上）>

○菓子（ビスケット）製造業者が、生産効率を高めるために焼成ラインを増設するとともに、作業効率を向上させるために包装機を導入。

（取組の詳細）

取引先からの需要が年々高まる中、焼成ラインを増設し生産量を増加させるとともに、人件費増加を抑制するため包装機を導入。この取組により、売上高の向上や人件費増加の抑制が見込まれる。

- ・ 生産ラインの増設！
- ・ 最新機械の導入！



<活用事例（生産効率の向上、品質向上）>

○米加工品製造業者が、取引先の拡大に伴い、第二工場を建設するとともに、作業効率の向上、品質向上のために包装機や凍結機を導入。

（取組の詳細）

取引先の拡大に伴い、製品の製造能力拡大という課題に対応するために第二工場を建設。また、包装機を導入することで作業効率の向上を見込むほか、最新の凍結機の導入により高品質の状態を長期に維持することが可能となる見込み。

(参考) 調達安定化措置の想定事例

① 原材料の生産地の変更

【具体的な取組内容】 原材料としている小麦又は大豆の生産地の変更。

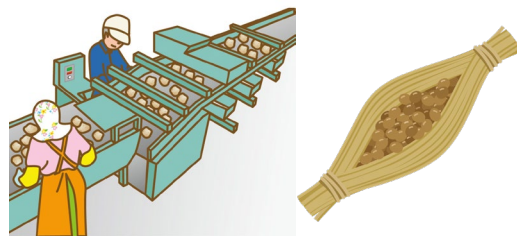
※小麦又は大豆の一次加工品の変更は含まない。

<想定事例（新たな工程の追加）>

○ 納豆製造事業者が、外国産大豆から国産大豆に切り替えるために、下処理設備を新たに導入。

（取組の詳細）

これまで、下処理済の大豆を輸入していたが、国産に切り替えるにあたり、農家から直接仕入れることとなった。その際、石などの不要物除去や脱皮・洗浄などといった下処理工程が必要となったため、これらに対応した設備を新たに導入した。



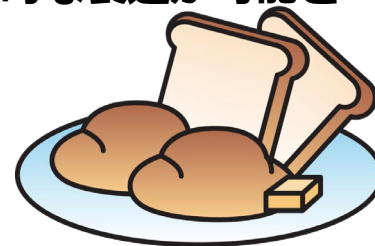
下処理設備の導入！

<想定事例（新商品の開発・製造）>

○ パン製造事業者が、外国産小麦を使用した食パンをリニューアルし、国産小麦を使用した新商品を製造するために、最新設備を導入。

（取組の詳細）

既存の食パンをリニューアルし、国産小麦100%の食パンを新商品として新たに追加で製造するには、技術的にも数量的にも既存の設備だけでは対応できなかったが、最新設備を導入することで、新商品の安定的な製造が可能となった。



・生産ラインの導入！
・最新設備の導入！

(参考) 調達安定化措置の想定事例

②代替原材料の使用

【具体的な取組内容】原材料とする小麦、大豆に代替する農産物又は、当該代替する農産物を使用して生産された一次加工品

※代替原材料の例：小麦→米、小麦粉→米粉

<想定事例（新商品の開発・製造）>

○ 製粉事業者が、外国産小麦の一部を国産米粉に切り替えるために、精米機を導入。

（取組の詳細）

これまで、精麦事業のみを行っていたが、米粉を新たに製造することになったため、精米に必要な設備を新たに導入した。



<想定事例（新商品の開発・製造）>

○ パン製造事業者が、外国産小麦を使用した食パンをリニューアルし、国産米粉を使用した新商品を製造するため、最新設備を導入。

（取組の詳細）

既存の食パンをリニューアルし、国産米粉100%の食パンを新商品として新たに追加で製造するには、技術的にも数量的にも既存の設備だけでは対応できなかったが、最新設備を導入することで、新商品の安定的な製造が可能となった。



(参考) 調達安定化措置の想定事例

③原材料の効率的な使用

【具体的な取組内容】同質・同量の農産加工品を生産する上で必要となる原材料（小麦、大豆又はこれらの一次加工品）の使用量の削減

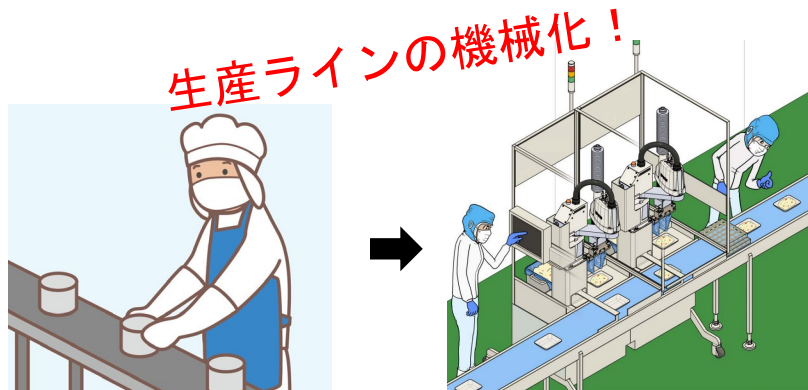
※例：生産工程におけるロスの削減、新たな機械の導入等による抽出量・分離量の向上

<想定事例（ロスの改善）>

○菓子製造事業者が、製造過程で発生するロスを削減するため、生産ラインを完全機械化。

（取組の詳細）

これまで生産ラインの一部のみで機械を使用していたが、ロスを削減するため、人の手で作業していた工程を全て機械化した。

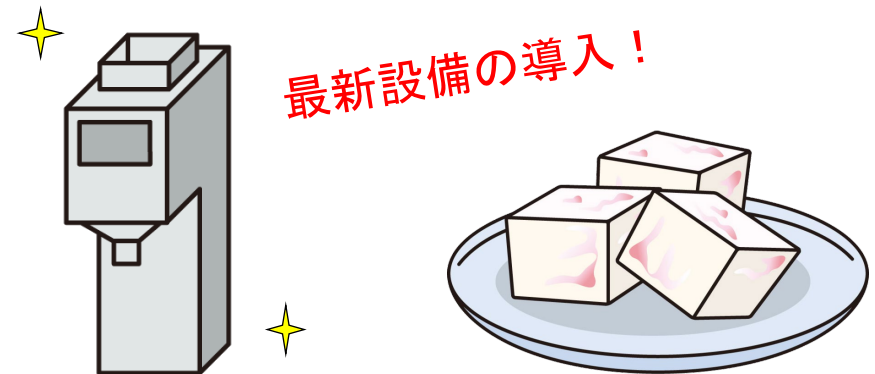


<想定事例（歩留まり改善）>

○豆腐製造事業者が、歩留まりを改善するために最新設備を導入。

（取組の詳細）

歩留まりを改善するために、大豆を圧搾する工程において、最新設備を導入し、圧搾率の向上を図った。



(参考) 調達安定化措置の想定事例

⑤原材料の保管

【具体的な取組内容】小麦、大豆、これらの一次加工品又は代替原材料の保管。

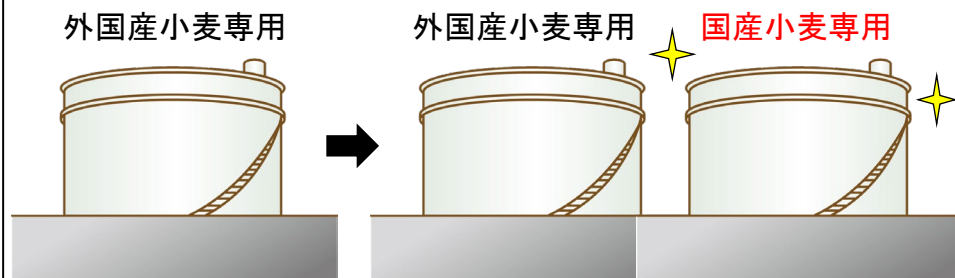
<想定事例（保管庫の追加）>

○ めん製造事業者が、新たに国産小麦を使用するにあたり、保管庫を導入。

（取組の詳細）

これまで外国産小麦のみを使用しており、その保管についてはサイロ1機を使用していたが、新たに国産小麦を取り扱うことに伴い、サイロを1機追加で導入した。

サイロの追加！



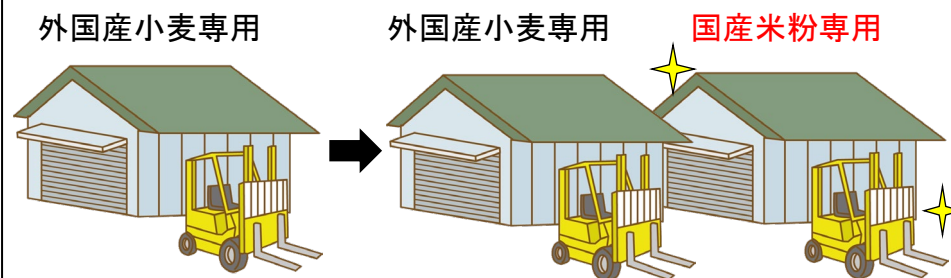
<想定事例（保管庫の追加）>

○ パン製造事業者が、新たに国産米粉を使用するにあたり、保管庫を導入。

（取組の詳細）

これまで外国産小麦のみを使用していたが、新たに米粉を使用することに伴い、原料の保管総量が増大するため、保管倉庫を追加で設置した。

倉庫の追加！



(参考) 調達安定化計画の承認基準



【調達安定化計画の承認基準 -主なポイント-】

(1) 有効性：

- ・ 計画の内容が、調達が困難となっている小麦、大豆等の調達の安定化を図る上で有効なものとなっているか。
- ・ 計画における目標が、以下の①～③のいずれかの基準を満たしているか。

①原材料の生産地の変更・代替原材料の使用

＜承認基準＞ 生産地が変更されることとなる指定農産物（※1）

（又は当該指定農産物を使用して生産された一次加工品）（※2）及び、
新たに使用されることとなる代替原材料（※3）（総計）の使用割合の目標：5%以上

（※1）小麦、大豆 （※2）小麦、大豆の一次加工品（小麦粉等）

（※3）原材料とする小麦、大豆に代替する農産物又は、当該代替する農産物を使用して生産された一次加工品

②原材料の効率的な使用

＜承認基準＞ 効率的な使用により削減される指定農産物等の使用割合の目標：1%以上

③原材料の保管

＜承認基準＞ 保管施設の容量の増加率の目標：5%以上

(2) 適切性：原材料となる農産物(※)について、生産地との関係性においてその調達方法が適切なものとなっているか。

(※)小麦又は大豆に限らず、農産加工品を生産する上で必要となるその他の農産物（牛乳、卵、果物、野菜等）についても含む。

例) 国内生産地との長期取引契約の締結

原材料たる農産物の季節性を踏まえた複数生産地との取引契約の締結 等

(参考) 経営改善措置・事業提携、調達安定化措置のお問合せ先



【経営改善措置・事業提携：都道府県担当窓口一覧】

都道府県	担当部署	電話番号	三重県	三重県農林水産部フードイノベーション課	059-224-2395
北海道	北海道農政部食の安全推進局食品政策課	011-204-5432	滋賀県	滋賀県農政水産部みらいの農業振興課食のブランド推進室	077-528-3891
青森県	農林水産部食ブランド・流通推進課食品産業振興グループ	017-734-9456	京都府	京都府農林水産部流通・ブランド戦略課	075-414-4964
岩手県	岩手県農林水産部流通課6次産業化推進担当	019-629-5715	大阪府	大阪府環境農林水産部流通対策室産業連携グループ	06-6210-9606
宮城県	宮城県農政部食産業振興課食ビジネス支援班	022-211-2812	兵庫県	兵庫県農林水産部流通戦略課	078-362-3486
秋田県	秋田県農林水産部農業経済課金融・団体指導チーム	018-860-1766	奈良県	奈良県食と農の振興部豊かな食と農の振興課	0742-27-5427
山形県	山形県農林水産部農業経営・所得向上推進課	023-630-3088	和歌山県	和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課	073-441-2880
福島県	福島県農林水産部農林企画課	024-521-8041	鳥取県	鳥取県農林水産部農業振興局経営支援課	0857-26-7260
茨城県	農林水産部農業経営課 団体・金融G	029-301-3862	島根県	島根県農林水産部農業経営課	0852-22-6201
栃木県	栃木県農政部経済流通課農産物ブランド推進班戦略推進チーム	028-623-2298	岡山県	岡山県農林水産部農政企画課対外戦略推進室	086-226-7404
群馬県	群馬県農政部ぐんまブランド推進課食品流通係	027-226-3133	広島県	広島県農林水産局就農支援課	082-513-3537
埼玉県	埼玉県農林部農業ビジネス支援課販売対策・6次産業化担当	048-830-4095	山口県	山口県農林水産部ぶちうまやまぐち推進課	083-933-3360
千葉県	千葉県農林水産部団体指導課 経営支援室	043-223-3074	徳島県	徳島県農林水産部とくしまブランド推進課	088-621-2432
東京都	東京都産業労働力農林水産部調整課制度金融担当	03-5320-4817	香川県	香川県農政水産部農業生産流通課	087-832-3421
神奈川県	神奈川県環境農政局農水産部農業振興課	045-210-4422	愛媛県	愛媛県農林水産部食ブランドマーケティング課	089-912-2569
新潟県	新潟県農林水産部経営普及課	025-280-5301	高知県	高知県産業振興推進部地産地消・外商課	088-823-9704
富山県	富山県農林水産部農産食品課	076-444-3282	福岡県	福岡県農林水産部団体指導課	092-643-3480
石川県	石川県農林水産部ブランド戦略課	076-225-1614	佐賀県	佐賀県農林水産部生産者支援課	0952-25-7112
福井県	福井県農林水産部中山間農業・畜産課	0776-20-0423	長崎県	長崎県農林部農産加工流通課	095-895-2997
山梨県	山梨県農政部果樹・6次産業振興課野菜・6次産業化担当	055-223-1600	熊本県	熊本県農林水産部団体支援課	096-333-2371
長野県	長野県農政部農村振興課中山間農村・金融係	026-235-7242	大分県	大分県農林水産部おおいたブランド推進課	097-506-3627
岐阜県	岐阜県農政部農産物流通課	058-278-3582	宮崎県	宮崎県農政水産部農業流通ブランド課	0985-26-7847
静岡県	静岡県経済産業部農業局農業ビジネス課	054-221-2712	鹿児島県	鹿児島県農政部農政課かごしまの食輸出・ブランド戦略室	099-286-3179
愛知県	愛知県農業水産局農政部食育消費流通課	052-954-6719	沖縄県	沖縄県農林水産部流通・加工推進課	098-866-2255

【調達安定化措置：農林水産省】

農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部 食品製造課 (TEL: 03-6744-2060)

特定農産加工業経営改善等臨時措置法HP (https://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/tokutei_nousanho/)

（参考）融資についてのお問合せ先



- 本制度（融資）の活用を検討される方は、お近くの日本政策金融公庫支店・沖縄振興開発金融公庫までお問い合わせください。

【日本政策金融公庫】

支店名				代表電話番号	支店名				代表電話番号	支店名				代表電話番号
札幌	支店			011-251-1261	新潟	支店			025-240-8511	鳥取	支店			0857-20-2151
帯広	支店			0155-27-4011	富山	支店			076-441-8411	松江	支店			0852-26-1133
北見	支店			0157-61-8212	金沢	支店			076-263-6471	岡山	支店			086-232-3611
青森	支店			017-777-4211	福井	支店			0776-33-2385	広島	支店			082-249-9152
盛岡	支店			019-653-5121	甲府	支店			055-228-2182	山口	支店			083-922-2140
仙台	支店			022-221-2331	長野	支店			026-233-2152	徳島	支店			088-656-6880
秋田	支店			018-833-8247	岐阜	支店			058-264-4855	高松	支店			087-851-2880
山形	支店			023-625-6135	静岡	支店			054-205-6070	松山	支店			089-933-3371
福島	支店			024-521-3328	名古屋	支店			052-582-0741	高知	支店			088-825-1091
水戸	支店			029-232-3623	津	支店			059-229-5750	福岡	支店			092-451-1780
宇都宮	支店			028-636-3901	大津	支店			077-525-7195	佐賀	支店			0952-27-4120
前橋	支店			027-243-6061	京都	支店			075-221-2147	長崎	支店			095-824-6221
さいたま	支店			048-645-5421	大阪	支店			06-6131-0750	熊本	支店			096-353-3104
千葉	支店			043-238-8501	神戸	支店			078-362-8451	大分	支店			097-532-8491
東京	支店			03-3270-9791	奈良	支店			0742-32-2270	宮崎	支店			0985-29-6811
横浜	支店			045-641-1841	和歌山	支店			073-423-0644	鹿児島	支店			099-805-0511

【沖縄振興開発金融公庫】

支店名		代表電話番号	支店名		代表電話番号	支店名		代表電話番号
本部	支店	0120-956-318	北部	支店	0980-52-2338	八重山	支店	0980-82-2701
中部	支店	098-989-6511	宮古	支店	0980-72-2446			